

第 59 号議案

大田区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 16 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区特別区税条例の一部を改正する条例

大田区特別区税条例（昭和 39 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「および」を「及び」に改め、同条第 3 号及び第 4 号中「および氏名または」を「及び氏名又は」に改める。

第 5 条中「または」を「又は」に改める。

第 8 条の 2 中「第 36 条の 14 第 2 項」の次に「、第 51 条の 3 第 5 項」を加える。

第 9 条中「および」を「及び」に改め、同条第 2 号中「または」を「又は」に改める。

第 15 条第 1 項中「および」を「及び」に改め、同条第 2 項中「または」を「又は」に改め、同条第 3 項中「以下本項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 18 条第 2 項中「または」を「又は」に改める。

第 19 条の 2 第 1 項中「次に掲げる寄附金」を「法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金のうち規則で定めるもの」に、「法第 314 条の 7 第 1 項に」を「同項に」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 所得税法第 78 条第 2 項第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- (2) 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 217 条第 1 号に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかな

ものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

- (3) 所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (4) 所得税法施行令第 217 条第 2 号に規定する法人に対する寄附金(法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (5) 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (6) 所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (7) 所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (8) 所得税法施行令第 217 条第 6 号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (9) 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金
- (10) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及

ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)

第 19 条の 2 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 21 条及び第 22 条中「または」を「又は」に改める。

第 23 条第 1 項ただし書中「及び第 24 条の 3 第 1 項」を「並びに第 24 条の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 24 条の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）」に改め、「次条第 1 項において同じ。」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 24 条の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職

手当等（第 36 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

第 24 条の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 48 条の 9 の 7 の 3」を「第 48 条の 9 の 8」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に」を「同条第 1 項の規定による申告書に」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出する」を「同条第 1 項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第34条の5及び第36条第1項第2号中「または」を「又は」に改める。

第36条の2中「および」を「及び」に改める。

第36条の6中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

第56条中「および」を「及び」に改める。

付則第3条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

付則第3条の5の前の見出し及び同条を削る。

付則第3条の5の2に見出しとして「(区民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に改め、同条第2項中「付則第3条の5の2第1項」を「付則第3条の5第1項」に改め、同条を付則第3条の5とする。

付則第3条の6中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

付則第4条中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、付則第3条の5の2第1項」を削る。

付則第5条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

付則第6条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、同条第3項中「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、同条第4

項を削る。

付則第7条第1項中「から第4項まで」を「及び第3項」に改める。

付則第8条第3項第2号中「、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」を「及び付則第3条の5第1項」に改め、同項第3号中「または」を「又は」に改める。

付則第9条第3項第2号中「、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」を「及び付則第3条の5第1項」に改め、同項第3号中「または」を「又は」に改める。

付則第10条第3項第2号中「、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」を「及び付則第3条の5第1項」に改め、同項第3号中「または」を「又は」に改める。

付則第11条第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確

定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付則第 12 条第 5 項第 2 号中「、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」を「及び付則第 3 条の 5 第 1 項」に改め、同項第 3 号中「または」を「又は」に改める。

付則第 13 条第 2 項第 2 号中「、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」を「及び付則第 3 条の 5 第 1 項」に改め、同項第 3 号中「または」を「又は」に改める。

付則第 14 条第 2 項第 2 号中「、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」を「及び付則第 3 条の 5 第 1 項」に改め、同項第 3 号中「または」を「又は」に改める。

付則第 14 条の 2 第 2 項第 2 号中「、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」を「及び付則第 3 条の 5 第 1 項」に改め、同項第 3 号中「または」を「又は」に改め、同条第 5 項第 2 号中「、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」を「及び付則第 3 条の 5 第 1 項」に改め、同項第 3 号中「または」を「又は」に改める。

付則第 14 条の 3 第 2 項第 2 号中「、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」を「及び付則第 3 条の 5 第 1 項」に改め、同項第 3 号中「または」を「又は」に改め、同条第 5 項第 2 号中「、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」を「及び付則第 3 条の 5 第 1 項」に改め、同項第 3 号中「または」を「又は」に改める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 19 条の 2 第 1 項、第 23 条第 1 項ただし書、第 24 条の 2 及び第 24 条

の3の改正規定並びに付則第3条の改正規定及び付則第3条の5の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項から第3項までの規定 令和9年1月1日

(2) 第19条の2第2項の改正規定並びに付則第3条の6の改正規定、付則第5条の2の改正規定及び付則第11条の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(区民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第1号に掲げる規定による改正後の大田区特別区税条例第19条の2第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

2 この条例による改正後の大田区特別区税条例（以下「新条例」という。）第24条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第24条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の大田区特別区税条例第24条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 前条第1号に掲げる規定による改正後の大田区特別区税条例付則第3条の5第1項及び第2項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項に

において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 4 新条例付則第11条第4項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第11条第1項の土地等の譲

渡について適用する。

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を見直すほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 60 号議案

大田区附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 16 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
大田区附属機関の設置等に関する条例（令和 7 年条例第 2 号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表第 1 選挙管理委員会の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

設置目的が達成されたことに伴い、大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会
を廃止するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 61 号議案

大田区立区民センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 16 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立区民センター条例の一部を改正する条例

大田区立区民センター条例（昭和 44 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 洗足区民センターの項を削り、同表馬込区民センターの項中「同 南馬込四丁目 6 番 5 号」を「大田区南馬込四丁目 6 番 5 号」に改める。

別表第 2 洗足区民センターの項を削る。

別表第 3 洗足区民センターの項を削る。

付 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

洗足区民センターを廃止するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 62 号議案

大田区立特別養護老人ホーム条例に規定する大田区立特別養護老人ホーム
蒲田の供用停止に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 16 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立特別養護老人ホーム条例に規定する大田区立特別養護老人ホーム
蒲田の供用停止に関する条例

大田区立特別養護老人ホーム条例（昭和 62 年条例第 34 号）に規定する大田区
立特別養護老人ホーム蒲田は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までの
間、その供用を停止する。

付 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田区立特別養護老人ホーム蒲田の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の
期間、その供用を停止するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出
する。

第 63 号議案

大田区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 16 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
大田区立高齢者在宅サービスセンター条例（昭和 62 年条例第 35 号）の一部を
次のように改正する。

別表第 1 大田区立蒲田高齢者在宅サービスセンターの項及び大田区立糀谷高齢
者在宅サービスセンターの項中「蒲田二丁目 8 番 8 号」を「西糀谷二丁目 12 番 1
号」に改める。

付 則

別表第 1 の改正規定（大田区立糀谷高齢者在宅サービスセンターの項に係る部
分に限る。）は令和 8 年 7 月 1 日から、同表の改正規定（大田区立蒲田高齢者
在宅サービスセンターの項に係る部分に限る。）は同年 9 月 2 日から施行する。

（提案理由）

大田区立蒲田高齢者在宅サービスセンターの一時移転及び大田区立糀谷高齢者
在宅サービスセンターの移転のため、条例を改正する必要があるため、この案を
提出する。

第 64 号議案

大田区立シルバーピア条例に規定する大田区立シルバーピア蒲田の供用停止に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 16 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立シルバーピア条例に規定する大田区立シルバーピア蒲田の供用停止に関する条例

大田区立シルバーピア条例（平成 5 年条例第 8 号）に規定する大田区立シルバーピア蒲田は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までの間、その供用を停止する。

付 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田区立シルバーピア蒲田の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、その供用を停止するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 65 号議案

大田区立児童館条例に規定する大田区立蒲田児童館の供用停止に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 16 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立児童館条例に規定する大田区立蒲田児童館の供用停止に関する条例

大田区立児童館条例(昭和 42 年条例第 9 号)に規定する大田区立蒲田児童館は、令和 8 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までの間、その供用を停止する。

付 則

この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

(提案理由)

大田区立蒲田児童館の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、その供用を停止するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 66 号議案

大田区立児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 16 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立児童館条例の一部を改正する条例

大田区立児童館条例（昭和 42 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 同上池台児童館の項中「上池台二丁目 35 番 18 号」を「上池台三丁目 29 番 4 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

上池台児童館の一時移転のため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。